

人形淨瑠璃つひに亡ぶ。

大 西 利 夫

去る五月上旬文樂座大夫三味線人形が勞働組合を組織し、日映演大阪支部の一分會として文樂座の經營者松竹に闘争を開始して世間をあつといはせた。この稿を書く十月末になつてもまだかたがつかず、十一月はつひに興行も立たず、日本の文樂つひに亡ぶかと思へるのは、遺憾とか悲むとかいふやうな言葉では片づけ得られない問題である。

この爭議の因子には、妙なまはりあはせて私も加はつてゐる。私にしては至極迷惑を感じてゐるが、然し私は今局外者であり、且つこの爭議は單なる郷土藝術でなく、海外まで知られた日本の古典藝界の波瀾だけに、世間が誤つた認識をもたないやう、その實相を書きとめておく必要があらうと思ふの

でこの稿を起した。ことはつておくが、私は今松竹の社員でもなく、過去に於ても私は世間が思つてゐるほど松竹と緊密な關係にあるものではなかつたことは知る人ぞ知る。だからこれから書くことは松竹のために辯ずるのではなく、又、むろん、組合を非議するためでもなく、たゞあつた事をあつたまゝに公平に記すだけであることを諒としてもらひたい。

今度の組合爭議は實ははじめから松竹對手に開始されたものではなく、大阪市の外郭團體である財團法人人形淨瑠璃因協會と文樂座技藝員との間に交渉が起つたことに端を發する、といつたら知らぬ人は奇異に思ふかも知れぬ。

この財團法人は元來文樂座の技藝員

保護のために、昭和十年文部省から三千圓の助成金をもらつたのを基礎に、諸方から寄附金をあつめて出來たものであるが、種々な経緯から（この経緯には相當複雑な事情がからんでゐるがくはしくは省略する。）文樂座は松竹が經營してゐるのだから、後援の對照を文樂座のみにおくと結局協會は營利會社の後援機關になつてしまふ。それでは面白くないから一文樂座のみならず、もつと廣い意味での人形淨るりの技藝の保護育成を目的とすべきであるといふことになり、昭和十一年財團法人の許可を得て發足した。更に、昨二十二年三月には、昔の因講の後身である因協會と合併し、文樂座に出演してゐる以外の技藝者、それは女大夫までも含んでゐる因會員の全部が協會員

となり、名稱も、舊協會名に因の字を加へて人形淨瑠璃因協會と改稱し以前よりも一層廣い意味のものになつてゐるのである。

大阪市はこれに昭和十七年以來年々數千圓の助成金を支出してゐるのであるが、時局の變化があまり激しかつたのと、その後の物價狂騰に累せられて、殆ど仕事らしい仕事もできず、僅かに年一度の優秀技藝員表彰のほか、廣く民衆に先づ忘られてゐる文樂の價値を再認識さすため、文樂座に交渉して廉い會費で特別鑑賞會員を相當數動員した程度の事をやつてゐたに過ぎない。

本年に入つて大阪市の助成金は一躍十萬圓に増額されることになり、社會事情も次第に落ついてきたので、これから少しく仕事らしい仕事もできるかと期待された矢さき、文樂座技藝員から要求が出た。その十萬圓をわれわれの生活救済資金として貸してもらひたいといふのである。事實技藝員の生活は、特に下級の人々の生活は、この突飛な物價高に直面して滲漉たる状態に

あつたことは同情に値する。而も特殊な職業として、報はるゝ所は世間の商賣人のやうにはゆかぬ、無論ヤミで儲ける手はなし、といつて訴へ出て救済を求める所も甚だ心もとないのであつた。といふのは、文樂を經營してゐる松竹は文樂が缺損の痛みたくないもので、嘗てその従業員組合と會社との經營協議會で、組合から、文樂を會社の經營面からきり放せと要求された程の状態にあつたのである。だから技藝員たちはその生活費の救済方を松竹に申し出るに忍びず、やむを得ず協會に持ちこんだのであつて、これは文樂座の組合ニユース第一號に副委員長の七五三大夫氏もはつきり書いてゐる。その心もちはまことに諒とすべきであらうと思ふ。

ところがそのもちこみ方が、誰にどう教へられたものか、流行の鬭争型、争議形式で終始したのは微苦笑の外はない。

三月の末頃の事と記憶するが、協會の役員であつた人形の光造氏と龜松氏から辭任届が出、それと一しよに、當

時文樂座の人形の集りであつた手摺會の會長桐竹紋十郎氏の名で、後任に紋三郎氏と龜造氏を就任させる旨申出があつた。財團法人の役員がさうした簡單な手續でたやすく交替出来るものと思つてゐたらしいのも文樂人らしい。

四月二十日に協會の決算を附議する役員會が開かれたが、その席上へ新推薦の人形兩氏がやつて來て猛烈な協會攻撃をやつた。窮迫してゐる技藝員の生活を傍觀して、徒らに觀客動員の仕事に熱中し、資本家の走狗をつとめてゐるのは何事だといふのである。私は協會の常任理事なのであるが、當日生憎な所用があつて會議に缺席したので實際の空氣は知らぬが、あとできくと他の役員諸氏も兩氏の鬭争態度には大分閉口したらしく、それに席上、菅原とかいふ辯護士が、協會員でもなく役員でもなく、やはり出席しておつて、何かと意見をのべたさうであるが、役員諸氏はそれがどういふ人であるかわからぬまゝに、常の會議には出席せず、會々出てきた役員の一入だらうと思つてゐた、といふやうなまのぬけた

挿話もある。

そんな状態ではあつたが、然し技藝員諸氏の窮状も察すべきであり、人形兩氏の言ひ分にも尤もな所があるので、別に常任委員会を作つて技藝員の具體的な實情を話しあひ、それに即した事業を推進しやうといふことになり、技藝員側からも七五三大夫氏、司大夫氏、猿二郎氏、市郎右衛門氏、紋三郎氏、龜造氏、役員側からは井上大阪市建築局長、高安六郎氏、深田氏、岸本準二氏、それに私が委員に指名せられた。

五月七日その第一回委員会を開いたが、これには私も出席した。然し私は前回の役員會を缺席したので様子がわからず、技藝員諸氏の議事進行の態度を見ると腑に落ちぬ所が少くないやうに思はれたので、先づこの委員會の性格を質問したのがはじまりで、だんだん意見をたゞかかせて見ると、技藝員諸氏はこの委員会を役員會同様のものに思つてゐるらしく、話が半分混雜して來た。その日の座長井上市建築局長も少々困つた様子で、結果、この委員会

でどんな決議をしたところで、重大案件は役員會にかけて承認を得なければ實行はできぬ、役員會にかけなくてもすむやうなことは委員会に決定だけでどしどし實行に移せばよいので、とにかく技藝員側で現在希望してゐることを遠慮なくいつて見てはどうか、といふことでやゝこしい議論は一先づ納まつた。そこで紋三郎委員から前にのべた生活救済のために十萬圓を貸出すこと、外に、生活突破資金獲得のため文樂座をはなれて公會堂あたりで特別公演をすること、等の案が提出された。

いふまでもなく一ばんの問題になつたのは十萬圓の件である。而も紋三郎氏の要求に従へば、この金は貸出をうけるものの名譽のため内容を秘密にする必要があるから、個々に貸出さないでわれわれ技藝員側六人の委員に貸してもらひたいといふのである。私は相當強く異論をとなへた。苟も財團法人の金がそんな不明朗な状態で使へるわけのものでもなく、よし使へたところでそんな金が立派に回收できやうとも思へないし、さうなつた時の責任を思は

ないわけにはゆかなかつた。私は、この協會が一文樂座だけの後援機關でないこと、況んやその共済組合では更々ないことを表面の理由にして提案に反對した。それについていろいろな意見も出たが、結局、何れにしてもこれは重大問題であるから役員會を開いて諮つて見ようとなつてその日の委員会は終つたのである。するとそのあとで技藝員側委員諸君は折角まとまつてゐる話を大西が出て來てぶちこはした。これは松竹のさしがねであると騒ぎ出したのである。それを某々新聞の人たちが支持して話を進駐軍へ持ちこんだと傳へられ、軍から係の人が文樂座へ出てきて技藝員と懇談をするなどの事があり、一日二日のうちにばた／＼と組合が結成されてしまつた。尤も軍の人が來たのは、松竹がげしからぬから組合を結成せよと勧めに來たのではなく、組合とはかういふものだといふ一般的なことを、需めに應じて説明に出張して來たゞげの事であつたことは當日懇談の様子でも明らかであるが、これが文樂人に大きに宣傳効果をうんだ

と見え、山城少掾、清六、文五郎の三巨頭を除いた殆ど全部が組合に参加した。

松竹のさしがねで私が話をぶちこしたといふのはどういふ所からさうなつたのか知れないが、つまり私が役員として發言即松竹の發言と勝手にきめてかゝつた文樂人らしい素朴さからであると思ふ。第一委員會の私の發言で話がこはれたと思つたのさへがおかしいので、ぶちこはすもこはさぬもその時はまだ役員會も開かれてゐないので、から何もきまつてゐないのであるが、技藝員諸氏には委員會と役員會の區別がよくつかなかつたらしい。それにはまた裏面に次のやうなゆきさつがあつた。

これより前七五三太夫氏は、平素井上市建築局長に知遇を得てゐたところから、井上氏のところへ行つて技藝員の窮狀を訴へたやうである。井上氏は非常に同情して、態々松竹を訪れて文樂の現狀をき、その實情が技藝の救濟などにまで十分力の及び得ない状態であることもわかり、それでは市長に

も頼んで何とか善處したいと思ふから松竹も應援せよといつたので、松竹の藤井營業部長が、當方もできることは十分盡力するから何分よろしく頼みますといつたさうである。これを傳へきいた七五三太夫氏等は、これも私の場合と同斷、井上氏の言即大阪市の言と獨斷し、救濟の話は殆ど決定的なやうに思ひこんで居た様子で、さてそのあらはれと思つた第一回委員會に、前に井上氏と藤井部長の話合もあり、松竹側として、私が賛同すると思ひきや、眞つ向から反對したので、これは松竹の食言だときめてしまひ、委員會の議が正規に役員會に移されることになつたのを、私のせいで會議がうやむやに延遷させられてしまつたかのやうに思つてしまつた（これは前にも書いた組合ニュース第一號にのつてゐる七五三太夫氏の手記を見てもわかる）といふのが即ち「松竹のさしがねで大西がぶちこはした」實相である。私にしても松竹にしてもこれほどの迷惑はない。

それはとにかくとして、五月十九日人形淨りり因協會の役員會が開かれ、この十萬圓問題は正式に附議せられたが、財源がないといふ理由で採擇せられず、折角技藝員側委員の希望も水泡に期したのは氣の毒の至りであるがやむを得ぬこともあつた。こゝで諸氏は更に冷靜に次の工作を考ふべきであり、その窮狀は吾々も非常に同情してゐたのであるから何とか道が拓けないわけもないと思つてゐたが、その時にはすでに組合は結成されて居り、「鬭争」好みの流行型にかぶれてしまつてゐるやうだつたのは遺憾である。

それから約一ヶ月の後の、六月十二日に至つて組合は松竹へ交渉を開始した。上述のやうに相當な騒ぎがあつたに拘らず、松竹に對して申出をしたのはこれが最初である。この申出も最初から鬭争形式で、文樂座の技藝員をはつきりと松竹の従業員と認め、現在松竹がその従業員組合に與へてゐるのと同等の待遇を與へよといふ要求であつた。それに對して松竹は、諸君は藝術家であつて労働者ではないと思ふが、強ひて労働契約で云爲するならば諸君は一種の請負契約者であつて雇傭契約

者ではないと主張した。組合はそれを承服せずイヤ雇傭契約者だ、イヤ請負契約者だと互にその證據を列擧してこゝに兩者の理論闘争が始まつたのである。この闘争理論を、松竹と技藝員のこれまでの實際關係を知らない人に説明するのは甚だ困難でもあり長くなるから略するが、要するに組合は待遇を松竹の社員なみにせよといひ、會社ではさうはならぬといふ理屈のいひ合をしたのであるが、その間に巡業異行などがはさまつて話は中々進行せず、それに議論の根底が抽象的な觀念論だけにいくらやつてゐても結局水かけ論にしかならぬ、しまひには進駐軍關係者を議場に來てもらつて兩者の主張を判断してもらつたが、軍の方でも判断がつかないので、地勞の調停へもち出しなさい、といつたやうなことに落ちついてしまつた。

についてもつと具體的なことで兩者の話をすゝめようといふことになつた。さうしてその前提として兩者の間に覺書を、それも組合の方から要求して作成して互に調印交換した。九月四日のことである。

覺書の内容は左の通りである。

「松竹株式會社は、日映演組合大阪支部文樂座分會との間に、その内容につき兩者意見の合致する限り労働協約を結ぶことは之を承認する。但、右は日映演松竹分會連合會と會社との間に現に締結されてゐる労働協約とは性格において同一でないことを豫め主張する」

これで見ると組合と松竹が結ばうとする労働協約は「兩者の意見の合致する限り」に於てといふのだから、かやうなことなら別に覺書にするにも及ばぬ無意義な申合せである。それに、その結ぶべき協約は、松竹の従業員組合のとは別な性格なものであると、兩者の名に於て「豫め主張」してゐるのだから世話はない。これではその日まですつたもんだやつてゐた争點はどうな

つたのか、全くダラシのない覺書といはねばならぬ。

實際、この「豫めの主張」は松竹が固持してゐたもので、組合はそれに猛烈に反對してもんでゐたのである。それに、この文句を見ると、松竹の一方的主張と見なされる記載がどこにもない。従てこれは組合も亦同調して豫め主張してゐることになつてゐるのは文句を書き落したのか組合が後退したのか、ともかくも組合にとつてあまり利益のある覺書ではない。そこへ今一つ不利なことには、松竹の従業員組合は、會社と文樂組合が自分たちと同性格の労働協約を結ぶことは、結局赤字の背負込でしかなく、自分たちの利益に影響するといふので、同じ日映演仲間うちながら反對の立場に立つてしまつたので、文樂組合は孤立無援の氣の毒な状態におかれてしまつた。

かういふ推移で文樂組合もさすがに最初の要求なり主張は、之をかへないわけにはゆかなくなつたやうで、今度は技藝員の出演契約を團體協約によつて確保しやうとしてかゝつてゐるの

が、今この記事をかいてゐる時の情勢である。松竹はこれにも應じないで従來の通りの個人契約を主張して、互に相持してゐるが、争議内容が最初のやうな水かけ合戦でないだけ一進歩もあると同時に複雑な營業上の實際問題が絡んで來るだけに妥結に相當な困難が伴ふだらうと思ふ。たゞ何といつても組合側に不利なことは、普通の工場や事務所の争議とちがつて、技藝員側にはストや職離の武器をもち得ないことで、さういふことをやつても松竹は何の痛痒も感ぜず、寧ろ赤字の負擔を免れ、天下の文樂をつぶした責任を組合に歸することさへできるのである。もしさうした松竹の「横暴」に對抗せんとならば、組合自體が自力で興行を起すか、乃至公共團體又は特志な別の資本家に身をまかせせるかの二途しかないが、自力で興行して果してどれだけの好條件をかち得るか、他に身をまかせるといつて、今の争議團形態の一座を引うけるものがあるかどうか。きく所、争議の延遷と共に組合脱退者もぼつ／＼出て來たとの事であり、一方では又組合が共產黨へわたりをつけ始めたともいふ。眞偽のほどは知らぬが、さうした脱線が重なつて人形淨る

りは一步一步と斷末魔に近づきつゝあるのではなからうか、畢竟、この藝術は過去の藝術であり、保存の藝術であつて、當事者が時代の浪にのつて、委員長だの書記長だのと濺溺たる統制の下に活躍できるほど荒い血液はもち合せてゐないやうに思ふ。従て技藝員諸君がほんたうに時艱を突破して厚生を拓かうとするには、流行型ではなかりも他に方法を選んだ方が得策ではなかつたかと思ふ。それは今からでもおそくはないと思ふが、さういふことについて今こゝで意見をのべるのは誤解を招くおそれがあるから次の機會に譲ることとする。(一三二、一三三、一三三、一三三、一三五)

#### ◇讀者質問欄質問募集

本誌愛讀者の皆様方から愛讀者カードを始め色々本誌に對する御希望の投書や頂いて居りますが、その中に歌舞伎・交樂につきまして讀者の質問を設ける様に御希望が多數にございます。そこで編輯部では新年號より諸先生方の御支援を仰ぎまして誌上に責任ある御答へを掲載する事に致しました。

歌舞伎・交樂に限らず廣く一般古典藝術に關する御質問をお待ち申上げて居ります。用紙 封書葉書自由▼締切日 毎月二十日▼紙上掲載以外の個人宛のお答へには應じかねます。

### 十一月興行月報

東劇Ⅱ 顔見世興行 吉右衛門、猿之助、時藏、宗十郎、幸四郎合同

第一部Ⅱ「鎌倉三代記」「増補又級巴」「操三番叟」

第二部Ⅱ「清正別離風」「壽曾我對面」「らくだ物語」「羽衣」「五右衛門、清正、久六(吉右衛門)次左衛門、翁、工藤(幸四郎)久吉、且元、十郎(宗十郎)三番

五郎、半次(猿之助)千歳、虎、天津乙女(時藏)朝比奈(海老藏)時姫、英蓉、浚君(芝翫)三浦之助、小冬(もしほ)高綱、義輝、康政(染五郎)

三越劇場Ⅱ「水滸傳雪挑」「攝州合邦辻」「黒手組助六」「藤娘」「刺青奇偶」九紋龍、助六(海老藏)玉手(時藏)進左衛門、半次郎(男女藏)合邦、紀文、政五郎(權十郎)揚卷、藤娘(友右衛門)

大阪歌舞伎座Ⅱ先月に引續き「忠臣藏通し」

中座Ⅱ鷹治郎、福助、成太郎、中堅歌舞伎「本藏下屋敷」「法界坊」「又五郎狐」「有馬猫」

名古屋御園座Ⅱ新生新派に八重子加入新派祭「兄いもうと」「十三夜」「母三人」「金色夜叉」「鶴八鶴次郎」